

発管第 415 号
令和 3 年 6 月 8 日

各部局長 様
各課・所長 様

副市長

工事の平準化及びウィークリースタンスの推進について（通知）

このことについて、近年の労働環境の改善の動きの中、国土交通省等からの要請を受け、鳥取県発注者協議会での検討・要請及び建設業者の働き方改革の一環により、事務事業の見直し、生産性の向上への取り組み等様々な施策が行われているところです。

それら施策の重要性を鑑み、本市が発注する建設等工事及び測量等業務（以下 工事等）においても下記のとおりとすることとしますので通知します。

記

1 工事等発注の平準化の推進

- （1）設計書の不備、積算間違いによる入札中止を防ぐため、発注課及び設計担当課で十分に協議、確認した上で発注を行う。
- （2）債務負担及び繰越制度を適切に活用し、年間の切れ目の無い発注を推進する。

2 ウィークリースタンスの推進

適切な工期設定による発注を行った上で、検査日程を考慮し工期末を休日明けとしない事とし、協議や書類作成期限などを休日明け日に設定しないことを現場説明書に明示し取り組む。ただし、災害・事故等、真にやむを得ない場合はその限りでない。

<担当>

管理計画課管理調整係 吉田
(内線)505